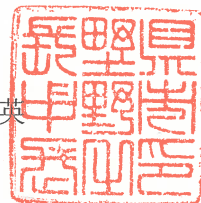


中野市告示第105号

地方自治法第74条第1項に規定による中野市条例の制定の請求を令和7年5月26日に受理したので、地方自治法施行令第98条第1項の規定により、次のとおり中野市条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の趣旨について告示する。

令和7年5月26日

中野市長 湯本 隆英



1 条例制定請求代表者

住 所 長野県中野市中央三丁目5番2号

氏 名 川上 博彦

2 中野市条例（中野市外部監査契約に基づく監査に関する条例）制定請求の要旨
別紙のとおり

中野市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定請求の要旨

1 請求の要旨

公正で透明性の高い行政運営を確保するために、地方自治法第 252 条 27 に規定されている外部監査契約（包括外部監査契約及び個別外部監査契約）に基づく監査の導入とその条例の制定を強く請求します。

外部監査は、地方自治体が行う事務や財務処理について、独立した第三者（弁護士・公認会計士・税理士、等）の視点から評価・検証を行う仕組みで、以下の理由の通り市政の透明性・公平性、信頼性、効率性を高めるために必要不可欠な制度であり、その為の条例制定を請求致します。

【請求の理由】

① 透明性と公正性の向上

外部の専門家が監査を行うことで、組織内の慣習や利害関係の影響を完全に排除でき、透明性と公平性が向上すると共に不正やミスが見逃されるリスクが軽減される。

② 市民の信頼性の向上と説明責任の強化

外部監査の結果を公表することで、市民が行政の財務状況や運営方針を正しく理解し、行政に対する信頼性を深めることができる。また、第三者の客観的視点から市政の評価を受けることで、行政の取組みの妥当性が検証され、市政の説明責任の強化につながる。

③ 財政の効率化、健全化

外部監査の導入により、無駄な支出を削減し、効率的な財政運営を促進できる。これは、将来的な財政リスクの軽減にもつながる。

④ 住民の参加を促進する開かれた市政の実現

住民が個別外部監査請求を利用できる制度は、住民自身が自治体の運営に参加できる有効な手段となり、より開かれた市政が実現できる。

⑤ 先進自治体での導入事例

すでに多くの自治体で外部監査制度が導入され、行政の適正な運営に寄与している。

※条例制定請求書の「1. 請求の要旨」を原文のとおり記載しています。